5　法第二十八条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第二十八条第五項に規定する連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
二　法第二十八条第五項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）
三　法第二十八条第五項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号、第五号及び第七号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
四　法第二十八条第五項第二号に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日
五　法第二十八条第五項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額
六　前号に掲げる特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日
七　分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日
八　前号の取得をする見込みである資産について適用を受けようとする表の各号の区分
九　その他参考となるべき事項
6　法第二十八条第十七項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の七十八第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第二十八条第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称及び納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
二　取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日
三　法第二十八条第一項の特別勘定を設ける方法により経理した金額並びに当該特別勘定に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日
四　第二号の取得をする見込みである資産について適用を受けようとする表の各号の区分
五　その他参考となるべき事項
7　令第二十四条第三十三項に規定する財務省令で定める面積及び同条第三十四項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。
一　法第二十八条第五項第一号又は第二十条第四項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合　当該特別勘定の基礎となった譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第二十四条第三項又は第十九条第三項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る法第二十七条第一項に規定する買換資産（法第十九条第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第二十七条第一項及び第七項、第二十八条第八項及び第九項、第十九条第一項及び第七項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）
二　法第二十八条第五項第二号又は第二十条第四項第二号の適格分割又は適格現物出資によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合　当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が当該特別勘定の金額の引継ぎの際に法第二十八条第六項又は第二十条第五項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあっては、法第二十八条第四項又は第二十条第三項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該特別勘定の基礎となった譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第二十四条第三項又は第十九条第三項の規定により計算した面積を限度とする。）
三　法第二十八条第五項第二号に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める面積とする。
8　法第二十七条第七項（法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）及び法第二十八条第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第三十七条第三項の規定の適用については、同項中「に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十七条第七項（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）（同法第二十八条第九項（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）及び同法第二十八条第三項の規定に基づく」と、同項第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十条第二項第七号及び第四項第七号（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる」とする。
（連結法人の代替資産の取得期間等の延長の特例）
第十一条　法第三十条の税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の末日（当該期間の末日が平成二十三年九月三十日前である場合には、同日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
一　申請をする連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
二　租税特別措置法第六十八条の七十一第一項に規定する代替資産又は同法第六十八条の七十九第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産（第四号及び第六号において「代替資産等」という。）の取得をする見込みである連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）
三　その申請の日における租税特別措置法第六十八条の七十一第五項第一号又は第六十八条の七十九第五項第一号に規定する特別勘定の金額
四　取得をする見込みである代替資産等の種類、構造、規模（土地等にあっては、その面積）及び価額
五　法第三十条に規定する東日本大震災に起因するやむを得ない事情の詳細
六　代替資産等の取得予定年月日及び令第二十五条に規定する認定を受けようとする日
七　その他参考となるべき事項
2　前項に規定する連結親法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、令第二十五条に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

第四章　相続税法等の特例

（店頭売買有価証券に該当する株式等に類するものの範囲）
第十二条　令第二十七条第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所が同法第百二十一条の規定による内閣総理大臣への届出をするため当該届出を行うことを明らかにした株式（令第二十七条第二項第一号に掲げる同項に規定する株式等に該当するものを除く。）及び同法第六十七条第一項の認可金融商品取引業協会が同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することを明らかにした株式とする。